



議会だより

発行 長野県喬木村議会
編集 議会だより編集委員会
発行責任者 原 嘉俊
印刷 龍共印刷(株)

特集 議会基本条例を制定

北地区のどんどやき



議長あいさつ 2ページ

議会基本条例 4ページ

一般質問 10~13ページ

この村でがんばっています 14ページ
(氏乗の里山整備)

一般質問 その後どうなったか 14ページ





議長 原 嘉 俊

年頭のあいさつ



明けましておめでとう
ございます。

村民の皆様には、平成
25年の輝かしい新春を、
ご家族お揃いでお迎えの
ことと心よりお慶び申し
上げます。日頃は本議会
に対しまして、忌憚のな
いご意見や激励をいただ
き厚くお礼申し上げます。

昨年は際立った天変地
異な事柄もなく、まず平
穏な年ではありましたが
大震災の傷跡は、余りに
も深いままです。しかる
にこれまでの政権は、党
内混乱と離党さわぎに終
始し、決まったのは増税
のみで自滅による政権交
代となりました。新政権
には課題山積の中で、今
までの空白をうめるべく、
地方自治に根ざした国政
に期待せざるをえません。

昨年の村政は、デジタ
ル防災無線整備事業や雨
量観測システムなど危機
管理対策に重きをおくと
共に、特養改修や共同調
理場の完成、村内の道路
改良など地道な事業遂行
がなされました。
迎えた新年は、昨年暮

れの第4回定例議会にお
いて制定されました議会
基本条例の中味を実践す
べく、議員が自覚と決意
の年であります。今まで
3年余にわたり検討、論
議を重ねてきました議会
改革の成果をふまえて、
民意を生かす住民自治の
精神にのっとり、情報公
開と住民参加による議会
運営に徹し、積極果敢な
活動をしなければなりま
せん。

さらに今年は、リニア
中央新幹線と三遠南信自
動車道の到来に一段と弾
みがつく年となります。リ
ニア計画は環境影響評価
が進みつつあり、秋口に
は中間駅や具体的ルート
の公表が待たれます。そ
して三遠南信道も青崩峠
道路と共に、村内工事も
道路に着手されます。今
年こそ、リニアと三遠道
を見据えた村づくりのあ
り方について、本格論議
の年であります。
今年が村民各位にとつ
て実り多き年となります
よう祈念し、年頭のあいさ
つとさせていただきます。

平成24年

第4回定例会

平成24年第4回定例会は12月6日開会し、専決処分報告、24年度補正予算、条例改正等を審議し12月21日に閉会した

専決処分

○平成24年度 喬木村一
般会計補正予算（第6
号）

衆議院議員総選挙執行
費用

条例

○喬木村例規集の用字、
用語等の整備に関する
条例の制定

喬木村例規集の用字、
用語等の整備を行うた
めの条例で、拗音（よ
うおん）及び促音（そ
くおん）として用いる「や
ゆよ」及び「つ」の表
記を小書きにすること
など

○職員の子児休業に関す
る条例の一部改正

地方公務員の子児休業
等に関する法律の改正
により、非常勤職員の
育児休業の取得が可能
となったため、法から
条例に委任された事項
の改正

○喬木村税条例の一部改
正

長野県税条例の一部改
正による改正
市町村が寄付金をあら
かじめ条例で指定し、
それに該当する寄付金
を支出した場合に寄付
を行った翌年度の個人
住民税から控除される
など

議員発議

○喬木村暴力団排除条例
の一部改正
法の改正による条項ず
れのための改正

○喬木村議会委員会条例
の制定
予算決算常任委員会設
置に関する条項の追加
及び併せて用字用語等
の整備をした

○喬木村議会基本条例の
制定
条例は4く6Pに掲載

◇喬木村議会会議規則の
一部改正
議会基本条例の制定及
び地方自治法改正に係
る改正

◇喬木村議会委員会条例の一部改正
議会基本条例の制定及び地方自治法改正に係る改正

陳情

◇安心できる介護保険制度の実現を求める陳情
・陳情者：長野県医療労働組合連合会
・執行委員長 小林吟子
・採択し、意見書に係機関へ提出

補正予算

○歳入
・県支出金 364万円
・分担金及び負担金 142万円

○歳出
・北部総合事務組合負担金 109万円
（火葬場事業の進捗により）
・地域おこし協力隊事業 103万円
（隊員の募集費用）

平成24年度 12月補正予算

会計名		補正金額	予算総額
一般会計(第7号)		547万0千円	34億0,355万4千円
特別会計	国民健康保険(第2号)	3,869万7千円	6億3,115万1千円
	後期高齢者医療(第2号)	181万8千円	6,540万2千円
	介護保険(第2号)	21万0千円	6億8,771万5千円
	下水道(第3号)	増減なし	3億2,004万1千円
	農業集落排水(第2号)	増減なし	7,815万9千円

・満蒙開拓平和記念館寄付金 100万円
・自立支援給付費 1,333万円
・村道7号線完了精算 △1,141万円
・第二小プール改修 1,365万円
・予備費 △984万円

○国民健康保険特別会計
・療養給付費・高額療養費の増

○後期高齢者医療特別会計
・広域連合納付金の増

○介護保険特別会計
・システム改修委託料の増

○下水道特別会計
・汚泥処理費の増による予備費からの充当

○農業集落排水特別会計
・修繕費の増による予備費からの充当

選挙管理委員・補充員決まる

12月21日任期満了に伴う選挙管理委員・補充員の選挙は、19日に行われ、次の方が当選された。任期は平成28年12月21日までの4年間。
また、25日に開催された選挙管理委員会臨時会において委員長に吉澤章夫氏、職務代理者に湯澤俊夫氏が選出された。

【委員】



吉澤章夫氏
(伊久間)



高野徹雄氏
(富田)



湯澤俊夫氏
(北)



奥村茂実氏
(馬場)

【補充員】

大澤 文男氏 (町)
小池 光子氏 (大和知)

木下 仁氏 (伊久間)
藤木 成人氏 (川南)

特集

議会基本条例を 制定しました

議会基本条例の制定と 議員の決意

議長 原 嘉俊

3年半の検討、論議を経て第4回定例議会において「喬木村議会基本条例」が制定されました。思えば、前回の無投票村議選の直後における村のシンポジウムで、議会改革へのとりくみについて決意し、民意を生かす住民自治の精神にのっとり

る改革理念を明らかにするための誓約事項として、議会基本条例を制定したのであります。これは、議会運営及び議員に関する基本事項の定めであり、議会の最高規範であります。今後、本条例を実践するか否かで、議員としての責任と資質が問われてくることを十分自覚し、村民の期待と信頼に応えるべく、活動することを、決意するものであります。

■第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、かつて民意により自立を選出した村として「小さくともアルプスの峰の如くきざんとそびえる美しい村」づくりに向かつて議会運営及び議員に関わる基本事項を定め、議会及び議員の活動原則にのっとり、喬木村の持続的で明るい豊かなむらづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、村の意志決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活

喬木村議会基本条例

平成12年4月、地方分権一括法が施行された。それにより機関委任事務の廃止など、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られた。つまりそれまでの国依存から脱却し自らの責任において自立した地方行政の、あるべき姿にかじが切られたのである。そこで、こうした分権時代としての議会の、あ

るべき姿を見直すことこそが、その役割や責任を果たしうる途と考えるのである。

もとより議会は、二元代表制の趣旨をふまえ、首長とは本来独立対等の立場にあり、村行政に対する議事及び監視機関としての役割と責任を果たさなければならぬものである。

したがって、こうした

役割発揮のためには、村民の民意を行政に生かすべく「住民自治」の精神を重んじ、徹底した情報公開と住民参加による議会運営こそ極めて重要な視点である。ともあれ議会が住民から遠い存在であってはならないのである。

要は、村民に信頼され、存在感のある活発な議会を目指し、喬木村の明るい豊かな未来に向けて、村民の多様な意見を反映しうる合議体としての議

用して村民の意志を村政に反映させるべく、公明公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

■第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 村民を代表する、唯一の議決機関であることを自覚し、公正性、透明性、信頼性が高まるよう村民に開かれた魅力ある議会を目指して活動すること
- (2) 村政運営への監視及び評価機能を高め、よく活動すること
- (3) 村民の多様な意見を村政に反映できるように常に自由かつたつな討議により、政策の論点を明らかにしていくこと
- (4) 村民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等に努めること

(5) 村民の議会への関心を高める議会運営を行うこと

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること
- (2) 村政の課題全般について認識し、村民の意見を的確に把握するとともに、自己啓発のために不断の研さんによって、村民の負託に応えるべく活動すること
- (3) 議会活動について村民に対し説明責任を有すること

■第3章 最高規範性と政治倫理

(議会の最高規範)

第5条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、こ

の条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられて自覚し、村民の代表としての良心と責任感を持って、議員としての品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

■第4章 議会と村民の関係

(村民参加及び村民との連携)

第7条 議会は、村民に対し参画しやすい開かれた議会づくりに努めなければならない。

2 議会は、議決責任を深く認識するとともに村民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、村民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡

大を図るものとする。

4 議会は、請願及び陳情を村民による政策提案と位置づけ、提案者の意見も聞くなど、的確な対応に努めなければならない。

5 議会は、議会モニターを設け、議会運営等の要望、提言など意見聴取に努めること。

(情報公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会のほか、秘密会を除く全ての会議を原則公開とする。

(議会報告会)

第9条 議会は、村政の諸課題など、村政全般にわたり議会としての立場から議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、村政に関わる情報を村民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより多くの村民が議会と村政に関心を持つよう、「議会、たより」モニターを設けるなど議会広報活動に努めるものとする。

■第5章 議会と行政の関係

(議会と村長等執行機関との関係)

第11条 議会は、村長等執行機関及びその職員との関係は常に公明公正な是非々の立場を保ち、緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と村長等の質疑応答は、村政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

3 議長から本会議及び常任委員会への出席を要請された村長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問の主旨を確認する

ため反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して村長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において村長等に文書により回答を求めるとする。

(政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、村長が提案する重要な政策について議案審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため村長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるところができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等
- (3) 村民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等

の効果及びコスト
(8)その他議会が必要と判断する情報

〔予算及び決算における政策説明〕

第13条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策又は事業別の説明を村長に求めることができる。

〔議会の議決事件〕

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件は、村政全般に関わる、総合振興計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更及び廃止をしようとするときとする。

■第6章 議会の政策立案及び提言

〔政策の立案及び提言〕

第15条 議会は、政策形成機能の強化に努め、条例の制定、議員提案、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

〔研修、調査研究等〕

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- 1 議員が必要な研修及び調査研究を行う機会確保
- 2 議員が自己啓発に努めるべく環境の整備
- 3 他市町村議会との交流と連携

■第7章 議会運営

〔開かれた議会と自由討議による合意形成〕

第17条 議会は、公正性及び透明性、信頼性を高めるべく村民に開かれた議会を目指すとともに、政策形成に反映できるような村民参加の機会を拡充することに努めること。

2 議会は、言論の府であり、合議制機関であることを十分に認識し、議長は、村長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討

議を中心に運営しなければならぬ。

3 議会は、本会議及び委員会において、議員提案及び、村民提出議案及び、村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

4 議員は、前二項による討議をふまえ、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。

〔委員会の活動〕

第18条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら、村民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会及び全員協議会等は、議員相互間の討論を活用し、その機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 常任委員会及び特

別委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

4 委員長は、委員会の秩序保持に務め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

■第8章 議会改革

〔議会改革の推進〕

第19条 議会は、住民自治を基本とし、議員としての本来的な役割を發揮するよう議会のある方について研究するべく常に議会改革に取り組むものとする。

■第9章 議会事務局の体制整備

〔議会事務局の強化〕

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の体制整備を図るとともに、調査及び法務機能を積極的に強化することに努める。

2 議会は、あらゆる議会活動に必要な学習資料や文献等について事務局を通じ整備するよう努める。

■第10章 議員定数と報酬及び責務

〔議員定数〕

第21条 議員定数の改正にあたっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、これを別の条例で定める。

2 議員定数に関する条例改正案は、村民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

〔議員報酬〕

第22条 議員報酬の改定にあたっては、議員が提案する場合は村民の客観的な意見を参考に決定するものとし、これを別の条例で定める。

第23条 議会及び議員は、この条例に定める

理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として村民に対する責任を果たさなければならない。

〔議決の責任〕

第24条 議会は、議決責任を深く認識するとともに議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、村民に対して説明する責務を有する。

〔検証及び見直し〕

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、について常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

集落懇談会開催される

議会基本条例(案)について(抜粋)

【質疑】

Q 議会事務局員の選任は議長の権限と聞いているが、現状は。(第一)

A 役場職員の人事ワークの関係で、村長の任命に近い状況となっている。

Q この条例の目的でもある「美しい村づくり」の美しいとは具体的に何を指すのか？ (第二)

A 第4次総合振興計画にもあるが、人情、自然の美しさ等、総合的なものを指している。

Q 議員の活動原則で、村民の傍聴意欲を高める議会運営の具体的な行動指針は？ (第二)

A これから具体的な方策の検討を進めていく。

Q 傍聴できる機会づくり、参加できる場づくりのため、夜間・休日・出前の議会開催が必要ではないか？ (第二)

A 今後、考えていく。

Q 議員定数について、どう考えているか？ (第二)

A 以前は、地方自治法により喬木村の議員定数は18名であったが、その後の法改正により定数制はなくなった。

現在は、村の条例で12名となっている。議論はしていないが今より減らすことは如何かと思う。(第二)

Q 条例の事前配布もなく、本席での説明だけでは理解できない。どのように村民の理解を得るのか？ (第二) (福祉C)

A 10/22〜11/9間を閲覧期間とし、広く村民の意見をいただくこととしている。また、次の「議会だより」に特集を組む予定である。

Q 本日の説明会の位置づけは、閲覧のための予備知識を得るための場か？ (第二)

A 本会場や閲覧等により出された意見を参考にしたい。

て、条例を固めていく。

Q 基本条例における議会報告会の方法は？ (第二)

A 報告には色々な内容がある。報告の方法もいろいろ考えられる。(第二)

Q 他の会場で出された質問の内容は？ (福祉C)

A 以前は村に対する意見が多かったが、今回は基本条例に関わる質問で、的が絞られている。

Q 基本条例どおり実践した場合のようなメリットがあるのか？ (福祉C)

A 前回選挙が無投票であったことを鑑みて、村民に議会を知ってもらう場や機会を設け、情報公開による村民参加の議会運営を目指すものである。

Q 議会基本条例の制定もよいがゴミのポイ捨て禁止条例等の美化に関する活動も必要ではないか？ (第二)

A 大いに参考にしていきたい。

【意見】

① 条例の制定だけで終わることなく、中身を実践させたい。(第一)

② 「議会だより」に、議案採決における各議員賛否状況を載せてほしい。(第一)

③ 本条例は、専門的な文言で理解し難いが、検証及び見直しの条項があるため、とにかく実践されたい。(第二)

④ 今回の懇談会は、村内を3箇所に集約しての開催であるが各地区での開催を希望する。(第一) (第二) (福祉C)

⑤ 傍聴意欲を高めるために、年一回でも休日や夜間の議会を開催させたい。(第一)

⑥ 条例全文を一気に説明されても理解できない。何らかの方法で、村民に知らしめてほしい。(第二)

⑦ 条例制定には敬意を表したい。(第二)

⑧ 条例をつくって終わることなく、報酬の日当制とか、定数問題などは日々情報交換を行い、村民の意見を吸い上げてほしい。(第二)

⑨ 議会は、どんなことをやっているのか、広報してほしい。(第二)

⑩ 自立を目指した村として、雨沢などの活動状況を広報してほしい。(第二)

⑪ 基本条例は最高規範である。実践では困難なこともあると思うが、確実に実行されたい。(福祉C)

⑫ 無投票の原因は、若者が村政に興味がないためである。若者の意識向上を図ること。

⑬ 基本条例の文言は、専門用語でよいと思う。(福祉C)

10月15日 第一公民館



10月17日 第二公民館



10月19日 福祉センター



総務産業建設常任委員会

委員会に付託された条例の制定1件、条例の一部改正3件について審査の結果、当委員会はそれぞれ可決した。

予算決算常任委員会の当分科会では、平成24年度の補正予算、一般会計と特別会計（下水道、農業集落排水）について審査の結果、それぞれ可決した。

質疑から

Q 例規集の用字、用語等の整備に関する条例制定の審議から

A 整備に係る期間、費用は。

Q 今年度の事業で用字、用語の見直しを行っている。費用は499万円。

A 例規集の修正は、新年度に予算計上して行う予定。

Q 句読点の整備で、句読点の決まりがあるか。

Q 拗音、促音の整備とは。

A 決まりはない。統一して分かりやすくする。拗音、促音の整備と

税条例の一部改正の審査から

Q 条例の制定をしないと控除が受けられないか。

A 村が、あらかじめ条例を制定して、これに該当する寄付

が行われた場合に一定の税額控除する制度で、この条例を制定しないと寄付金控除が受けられない。



社会文教常任委員会



委員会に付託された、平成24年度一般会計補正予算、特別会計補正予算（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険）、「安心できる介護保険制度の実現を求め」陳情について、審査の結果、それぞれを当委員会は可決した。

後期高齢者医療特別会計

Q ファイアウォールを電算に委託しているが、これは毎年行うのか。

A 五年毎に一回行う。※ファイアウォールとは↓ネットワークへの不正アクセスを防止するためのシステム

陳情

「安心できる介護保険制度の実現を求め」は、陳情者より説明が行われ、採択と決し、意見書を可決した。

予算決算常任委員会

今議会から、新たに予算決算常任委員会を置く条例を制定し、予算決算の審査はこの委員会で行うことになった。

委員会に付託された案件は平成24年度一般会計補正予算、特別会計5会計の補正予算で審査の結果、当委員会はそれぞれ可決した。

質疑から

Q 補正予算から一般会計

Q 消防施設施工補助金をだす防火水槽の場所は

A 阿島町の柳坪さんの隣

Q 出産祝い金の渡し方は

A 第一子、第二子は窓口で担当課長が贈呈。第三子以降は村長が贈呈し、記念写真を撮る。

Q 土地改良事業基幹水利施設負担金の減額655万円の減額は、今までは、システムに高いお金を払っていたのか。

A 高いのを使っていたのに間違いない。

Q 猟友会補助金は今後

A 来年度以降は当初予算に計上する。

国保特別会計

Q 3千万円の増額だが、特別な病気によるものか。

A ガン等の高額医療が増えているためであり、人間ドック特定検診に限らず今後受診率をあげて早期発見、早期治療が必要と考えている。



一般質問

25年に向けて村長の姿勢は

問 豊丘村へ150人規模の企業が移転して来るとの情報があり番木村も、交流人口、定住

地域に合った農業体系の確立を進める。

村長 補助金制度の新設、拡大など、使いやすい制度で進めているが、目に見える方向には進んでいない。当面伊久間のそば愛好会、小川地区のにんにく生産組合、緑の風など、営農支援を継続して行くが、今後、各地区で懇談会を開催し、10年後のプランを話し合ってもらい、地域に合った農業体系の確立を進める。

問 第四次総合振興計画の産業振興の計画が計画されているが、今日現在、目に見える様な事業展開が出来ていないと思う。今後どの様な事業を想定しているのか。

産業振興と補助金制度緩和は



筒井正司 議員

人口拡大のチャンスと思うが、村長は、対応する気があるか。

村長 また、具体的な行動をとっているのか。

現在では、情報が少ない状況ではあるが、移転の実態を把握する中で、番木村として、どの様に取り組んでいくか決めていきたい。情報収集に協力を願いたい。具体的にはまた踏み込んでいない。当てずっぽうに進むわけにはいかず、情報を把握



豊丘村の工場誘致箇所

問 村長の三期目立候補時の重点施策の中で、空き家活用の施策があるが、現在ある空き家データは、7年前のものである。

村長 村長は、公約に取り組みがあるのか。職員に適切な指示が示されていないのではないか。建設課の業務が過剰なのか。

問 データは確かに古いものであるが、富田区では、取り組みの実態がある。職員に指示・アドバイスをしていないこともあるが、指示待ち職員では困る。建設課の業務は、対応できる範囲であると認識している。

問 住宅リフォームの施工業者条件の中で、村外業者の場合は補助対象とならないが、定住目的の場合で、補助制度を知らなかった等の理由であった場合は半額でも助成するなど緩和するなどの考えはないか。

村長 制度開始1年経過した段階であり、当面は緩和する気はないが、緩和する事も必要であるかとも考える。



森谷博之 議員

鳥獣害防護柵設置の効果は

問 平成22年度事業で、鳥獣被害防護柵を設置したが設置後2年を経て、村はその効果をどう検証しているか。捕獲頭数は設置以前と比較してどうか。

村長

防護柵設置によつての捕獲頭数は、柵の内外の区別した統計はないが、鹿は増加、猪は減少傾向である。また猟友会のみなさんの話では、内側の生息数は減つてきている。

ふなやう振興課長

本年10月に熊による人身事故が発生した際、猟友会のみなさんに、捕獲対応にあたっていただ



防護柵の破損箇所

た経緯もあり、15万円増額で合計30万円とした。来年度以降も、30万円の補助金を計上したい。

問

猟銃の事故等を考慮すれば、わなは安全面からみても有効である

ふなやう振興課長

わなが壊れた時の新調分に対して、捕獲手当の増額は、現在考えてはいない。近隣町村や猟友会の事情も把握しながら検討していく。

が、猪がかかった場合、わなが壊れて使用できないとのことであり、新調すれば8千円かかる。現在の捕獲に対し1万5千円の手当を出しているが、毎日の見回り等を行うことを思えば、増額が必要と思うが村の考えは。



元島賞子 議員

阿島傘養成講座終了後の支援体制について

問 現在、日本で和傘作りの業者は何軒あるか。

村長

タウンページで検索すると14都道府県、また伝統工芸品に和傘が指定されているのは11都道府県である。

問

阿島傘がもつ275年の歴史と、その技術を含めて、文化財と認めるべきではないか。

村長

阿島傘の会を村選定保存技術として指定をしており、文化的価値があると認めている。

問

平成21年度からスタートした、阿島傘の技術の伝承を目的とした講座は今年で4年目を迎えた。

この4年間をどう評価

村長

本講座には村内外を問わず大勢の方が、阿島傘の伝統を守るために集まっていた。いただいた事に、心から敬意と感謝を申し上げます。この

間、村としては傘作りのDVDの制作、阿島傘の展示施設の整備等、物心両面で活動の支援をしてきた。後世に技術を伝える自主的な活動につ

するか。



阿島傘づくり

いて、これからも村は見守り支援をしていきたいと考えている。

問

今後は文化的位置づけを持って、後継者の支援にあたるべきと思うがどのように考えるか。

村長

今までの担当の企画財政課か、また文化的な事になれば教育委員会という絡みも出てくるので、いずれかを検討し皆さんの応援ができる形を改めて検討していきたいと考えている。



原 東彦 議員

3期目の村長選挙に向けて提案した重点施策の実施状況は

問 定住対策と教育の充実の中の宅地造成の促進、Uターン支援のための奨学金制度の見直しを増額をしたが、その後の利用状況はどうなっているか。

村長 宅地造成は五反田地区へ4戸造成。奨学金は現在3名が利用、Uターン支援の貸付が終了した方は1名のみで、実績が少なくない。

村長 産業振興の推進はどうなっているか。
企業誘致は、現在の経済状況の中では困難を極めている。飯伊森林組合でバイオマスの発電開始で製材工場を造って県産材の利用促進が今始まっ

ている。(有伊藤製菓の増築による従業員増加。
問 安全な水の確保で、旧中学校の校庭に深井戸を掘ったが硝酸態窒素が基準以上のため現在使用されていないが、その後どうなっているか。

村長 安全な水の確保については重要なことだ。小川水源の原因調査をしているが、まだ特定には至っていない。

副村長の選任は
副村長が辞任して不在期間が1年以上経った。この1年を振りかえって、副村長がおらなかったことについてど



五反田地区の新築状況

村長 う考えているか。

1年余が経過しているが、その間、多くの方の協力で、大きな事故もなく経過している。村の大会、会合等が重なる場合には不便をかける。万が一の災害、不測の事態に備えた危機管理、職員の管理、対話、業務の執行においても、副村長が在籍するということが普通の状態と考えている。

う考えているか。

今後の村の農業振興は

問 昨年10月、農業委員会と議会の意見交換会が、おこなわれたがなかなか農業振興に対する村の考え方が見えてこない。

村長 また、村の産業振興に重要なふるさと振興課を各課とつながりをもつために庁舎内への移転を考える必要があるのでは。

第4次総合振興計画の実現に向けて、数々の補助制度を拡充させ、取り組んでいるのが今の実態である。
今後は10年後を見据えた意欲的な新規就農者を確保する為に、国、県の制度を活用しながら進めていきたい。
ふるさと振興課の移転については、現場主義を



横前 豊 議員

問 貫いていきたい。
農技連で出されている農業指標が農業従事者の構成が変化してきているが、近年見直し検討がされていない。

時代の流れに合った指標を立てるべきでは。

ふるさと振興課
技連での経営指標は、産業として、自立できる農業、定年退職後、生き甲斐をもって年金プラスの収入が得られる農業経営の二本立ての指標を考えていきたい。

ふるさと大使任命の創設は

今、喬木村はイチゴ狩の報道で知名度



JAの集荷場

が高いが、ふるさと会、村の開催する行事、など通じ喬木をPRしていただくふるさと大使任命制度をもうけ、喬木の自然、文化等の人材を活用して宣伝してはどうか。

村長 喬木村を全国に情報発信する上で、大切な方法である。

当面は考えていないが、各方面で、それらの人材の方々がいたら紹介していただき、今後詰めて考えたい。



恒例のいちご狩りイベント

問 設置条例は長期間の使用を想定しているか。
答 恒例のいちご狩りイベントは、長期間の使用を想定している。利用者には、他の施設に比べて、利用料は無料である。また、いちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。また、いちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

問 恒例のいちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。また、いちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

問 恒例のいちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。また、いちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

問 恒例のいちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。また、いちご狩りイベントは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。



農業委員会との意見交換会

公共施設の使用状況は



大原裕夫 議員

問 交流センターの使用は設置条例に基づき許可をしているか。
答 交流センターの使用は、設置条例に基づき許可されている。また、交流センターは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

ふるさと振興課長

使用許可願いの提出が必要であるが、未提出の団体もあるので統一する。

ふるさと振興課長

体験農業、観光農園の推進等で条例に該当する。開設当時から案内所として使用しており、他の利用者に支障は無い。

問 交流センターの使用は、設置条例に基づき許可されている。また、交流センターは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

問 交流センターの使用は、設置条例に基づき許可されている。また、交流センターは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

問 交流センターの使用は、設置条例に基づき許可されている。また、交流センターは、児童館や公民館など、様々な施設で行われている。利用料は無料である。

境界杭の村費による設置は

村長

設置条例により、各種団体と話し合うべき問題。

ふるさと振興課長

減免に該当するとの判断で以前より使用料の負担は無いが、営利を目的とする面もあり、今後関係者で協議する。

公務員給与と財政は



太田 忠 議員

問 国の歳入の半分は借金で成り立っており、地方交付税も同じ構造の上にある。恵まれた公務員給与も将来世代の負担の上に成り立っていることを考えると、幹部職員については、給与面での継続的な抑制措置をとるべきと思うが村長の考えはどうか。

問 国の歳入の半分は借金で成り立っており、地方交付税も同じ構造の上にある。恵まれた公務員給与も将来世代の負担の上に成り立っていることを考えると、幹部職員については、給与面での継続的な抑制措置をとるべきと思うが村長の考えはどうか。

地域おこし協力隊の内容は

地域おこし協力隊の村における活動内容は、今年2名程度の委嘱を考え、農業の6次産業化や交流人口増、山間集落、住民生活の支援、健康づくり支援などを想定して現在関係部署にて調整中である。住宅につ

いては、いまある空き家の活用を基本として所有者自らが登録申請して村がその内容を確認して改修となれば、改修費用の1/2以内を村として補助したい。

地方の過疎と都市の過密については三遠南信道やリニア新幹線も深くつながっている。ひとつ間違えると人材や産業の流出になりかねず、当地も衰退の危機となる。どのような将来像となるか、これからの正念場である。

氏乗に、里山整備完成記念碑建立

氏乗里山整備組合 萩原 順治

森林づくり県民税を活用した氏乗地区の里山整備事業が完成し、昨年12月1日に記念式典が行われ、その業績を記した記念碑が建立され除幕式が行われました。

森林づくり県民税は平成20年度から長野県が導入し、平成24年度までで第1期とした森林整備の施策で、氏乗地区は当初の20年度から積極的に取り入れて来ました。

平成18年に氏乗地区が策定した地区振興計画の中に、里山の整備プロジェクトが謳われておりその

方法について模索中であつた事が幸いし、直ちに整備組合の設立、次年度計画の策定、事業化への移行など極めて順調に進行しました。

氏乗地区が事業主体としての認定を受け、5年間で区全域にわたる私有林109.67haの整備を完成しました。

他地域への波及効果も大きく、次年度には大和知地区、小川地区、更に富田地区へと広がり、全体としては250余haにも及ぶ森林整備が完成しました。

この間、平成21年2月には、南信州元気な森林づくり賞最優秀賞を、また平成23年1月には長野県ふるさと

の森林づくり賞、森林づくり県民税活用部で県知事賞をそれぞれ



方法について模索中であつた事が幸いし、高い評価をいただきました。

このたび完成記念式典に伴い、大平利次村長の豪筆による石碑が、坂野翁頌徳碑、四部落連合会植栽記念碑の隣に建立されました。

県の東京事務所や名古屋事務所と情報を共有し、誘致を推進したことの答弁について、現在は情報の共有は出来ていない。ただ飯伊6市町村で設置した企業誘致東京事務所は今後も活用していく。

Q・22年3月
大平村政3期目の産業振興策は
A・企業誘致は困難で滞留時間の増加を目指す

シリーズ 一般質問 その後どうなったか

行っている現状である。

しかし、食事処や温泉宿泊施設はご存じの状況で滞留時間の増加には至っていないのが現実である。

そんな中、農業委員会で刈谷ハイウェイオアシスで農産物の販売を行ない、NPO法人たかぎではきゅうりの詰め放題ツアーを行うなど、新たな取り組みがスタートしている。今後もNPO法人たかぎや商工会と連携・協力をしながら取り組んでいく。

あとがき

あけまして、おめでとうございます。

昨年暮には、3年半ぶりに自民党政権に変わり、大きな動きがありました。議会でも3年余にわたり議会基本条例を検討し、今議会で制定されました。今後、村民のために開かれた魅力ある議会を目指し、議会だよりも住民の目線に立つてわかり易い紙面になる様、今年も頑張りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

編集委員会

- 委員長 横前 豊
- 副委員長 屋神一三男
- 委員 筒井正司
- 委員 大平武司
- 委員 大原裕夫



この村で
がんばって
ます!!